

神奈川県立障害福祉関係施設
指定管理者評価委員会
評価報告書

(愛名やまゆり園)

平成27年4月

1 委員会委員（ は委員長、 は副委員長）

委員名	職業等	委員区分
石田 晴美	日本公認会計士協会神奈川県 公認会計士 文教大学 准教授	経理に関する識見者
石渡 和実	東洋英和女学院大学 教授	学識経験者
嶋田 芳樹	神奈川県知的障害者施設保護者会連合会 副会長	施設利用者代表
高橋 温	新横浜法律事務所 弁護士	法務に関する識見者
森下 浩明	神奈川県知的障害福祉協会 理事	障害福祉施設の事業に関する精通者

2 スケジュール

平成26年10月9日	第1回委員会開催（指定管理者の選定に係る選定基準の検討）
平成27年1月20日	募集要項配布
平成27年1月20日	質問の受付開始
平成27年2月3日	募集説明会 参加団体 1団体（6人）
平成27年3月6日	質問の受付終了 質問数 17
平成27年3月20日	募集受付終了 応募団体 1団体
平成27年3月20日	現地視察等（居住エリア、日中活動エリア、診療所等を視察）
平成27年4月6日	第2回委員会開催（応募団体の申請書類の評価等を協議）
平成27年4月14日	第3回委員会開催（応募団体による事業計画書の内容等の説明、質疑、最終評価と報告書の作成等を協議）

3 評価の実施方法

（1）会議の公開・非公開について

第1回委員会は指定管理者の選定に係る基準の協議を、第2回委員会及び第3回委員会は評価点の協議を行うため、公開することにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがあることから、神奈川県情報公開条例第5条第3号に該当すると判断し、第1回委員会、第2回委員会及び第3回委員会の評価・協議については非公開とし、第3回委員会の応募団体による事業計画書の内容等の説明、質疑については公開として開催した。

（2）選定手続きについて

応募団体の申請書類を受理した神奈川県保健福祉局福祉部障害サービス課において、資格審査及び申請内容の確認を行った後、評価委員会において書類及び面接による評価を行った。

指定管理者候補の選定にあたっては、「サービスの向上」「管理経費の節減等」及び「団体の業務遂行能力」の3つの観点から、神奈川県立の障害者支援施設に関する条例及び同条例施行規則で規定する「指定の基準」を満たしているかを評価した。

（3）委員会としての評価点について

選定基準に基づき、各委員による仮採点を行った後、各評価項目について委員間で協議を行い、面接による評価を踏まえて、委員会としての評価点を決定した。

4 選定基準

(募集要項に記載している選定基準表を記載)

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点	指定の基準 (条例、規則)	評価の対象とする申請書類 の該当箇所
サービスの向上(50点)	1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	運営の理念や利用者支援の考え方	・県立施設としての愛名やまゆり園の役割の理解及び整合性	5	条例第5条第1号 条例第5条第3号 規則第6条第4号	・事業計画書 1、7
		利用者の受入れに対する考え方	・施設の役割を踏まえた受入れの確保			
	2 施設の維持管理	施設設備及び物品の維持管理能力	・管理担当者の配置計画 ・契約及び執行に係る事務処理能力 ・業務の一部を委託する場合の業者選定の考え方	5	条例第5条第3号	・事業計画書 2 ・委託予定業務一覧表 ・法人等に関する書類 ・指導監査書類
			・適正な支援水準の確保			
	強度行動障害への対応	・障害特性の理解及び適正な支援水準の確保	5	条例第5条第3号 条例第5条第4号 規則第6条第4号	・事業計画書 4、10 ・人員配置計画書	
	質の高い利用者サービスの確保と効率的な運営の取組	・質の高い利用者サービスの確保 ・利用者の障害特性やニーズを踏まえた取組による生活の質の向上 ・職員配置の工夫 ・効果的かつ効率的な業務執行に向けた工夫				5
	3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金	診療所の運営方針	・日常的な健康管理実施方法 ・夜間等の緊急時の対応 ・地域医療機関との連携 ・誤与薬及び感染症対策 ・業務を委託する場合の医療機関選定条件	5	条例第5条第3号 条例第5条第4号 規則第6条第4号	
		地域サービス事業の実施	・短期入所事業、各種相談事業等、地域のニーズを踏まえた事業の実施 ・地域との連携体制の構築方法			5
	県の政策課題への対応	・県立直営施設入所者の受入れ及び地域生活移行に向けた取組 ・加齢児の受入等、愛名やまゆり園を活用した福祉型障害児入所施設に滞留する加齢児解消に向けた取組	5	条例第5条第3号 条例第5条第4号 規則第6条第4号	・事業計画書 7	

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点	指定の基準 (条例、規則)	評価の対象とする申請書類の該当箇所
	4 事故防止等安全管理	日常時の安全管理	・通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組	5		・事業計画書 8
		緊急時の対応	・防災体制、施設内事故発生時の対応方法 ・急病人等が生じた場合の対応 救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等			
	5 地域と連携した魅力ある施設づくり	ボランティアの受入れ・地域交流等の実施	・ボランティアの受入の考え方や事業実施への生かし方 ・地域交流、施設開放の考え方	5		・事業計画書 9
管理経費の節減等 25点	1 適切な積算 <small>注1</small>	人件費、施設の維持管理費及び事業実施に要する費用にかかる ・積算の適切性 ・積算単価等の妥当性 ・公の施設としての社会的責任の視点からの積算の妥当性 ・健全経営の視点からの積算の妥当性		5	条例第5条第3号 条例第5条第5号	・収支計画書
	2 節減努力等 <small>注2</small>	・指定管理料の節減度合いを次の計算式により算出。計算値が配点を超える場合は配点を上限 $\frac{(\text{積算価格} - \text{申請書の提案額})}{\text{積算価格}} \times \text{調整係数} (100/20) \times 20$ 県が提示する指定管理料の上限額		20		・事業計画書 13
団体の業務遂行能力 (25点)	1 人的な能力、執行体制	人材育成の考え方	・年間研修実施計画と実施方法	5	条例第5条第4号 規則第6条第1号	・事業計画書 10
		執行体制	・職員選考方法・基準 ・職員採用数 ・適切な支援水準を確保するための職員配置 ・責任者及び指導的立場にある職員配置の考え方 ・委託業務の執行確認、指導体制	5		・事業計画書 10
	2 財政的な能力	財務状況	・安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い	5	条例第5条第5号	・法人等に関する書類

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点	指定の基準 (条例、規則)	評価の対象とする申請書類の該当箇所
	3 コンプライアンス、個人情報保護、社会貢献	コンプライアンス、事故・不祥事への対応	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理業務を実施するために必要な法人等の倫理の確立と諸規程の整備状況 法令遵守の徹底に向けた取組の状況 募集開始の日から起算して過去3年間の障害者虐待その他の事由による障害者総合支援法等に基づく命令、指定の取消し等の処分の有無ならびにその対応状況及び再発防止策構築状況 募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無ならびに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況 	5	条例第5条第3号 規則第6条第4号	<ul style="list-style-type: none"> 法人等に関する書類 指導監査書類 法人独自に規定した諸規程 障害者総合支援法等に基づく命令、指定の取消し等に関する報告書 重大な事故又は不祥事に関する報告書 事業計画書 11、12
		個人情報の保護	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制 個人情報の取扱い状況 			
		環境への配慮、障害者雇用の促進、社会貢献活動	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況 法人等の法定雇用率の達成状況等、障害者雇用等についての考え方と実績 社会貢献活動等、CSR（企業の社会的責任）の考え方と実績 			
	4 これまでの実績	これまでの管理運営状況等	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉施設での経営実績の状況 愛名やまゆり園と類似の業務を行う施設での経営実績の状況 社会福祉施設を営営する法人等の理事の構成割合 他の自治体における指定取り消しの有無 	5	条例第5条第6号 規則第6条第2号 規則第6条第3号	<ul style="list-style-type: none"> 法人等に関する書類 指導監査書類 役員の経歴書

注1 「適切な積算」の評価について

積算に重大な誤りがある、または、積算の内容が法令の規定に抵触している場合は、選外となります。

積算に重大な誤りはありませんが、指定管理業務の実施への支障や地域への悪影響が懸念される場合、「適切な積算」の評価を0点とすることがあります。

注2 「節減努力等」の評価について

「適切な積算」において満点である5点を得た場合にのみ評価します。

計算式の算定結果が「節減努力等」の配点を超える場合でも、「節減努力等」の配点が上限となります。

5 評価結果

評価委員会において厳正な評価を行った結果、提案者の順位は次のとおりであった。

順位	団体名（所在地）	選定基準別点数			合計点
		サービスの向上	管理経費の節減等	団体の業務遂行能力	
1	社会福祉法人かながわ共同会（秦野市）	40	7	21	68

6 提案概要及び評価の内容

提案者	社会福祉法人かながわ共同会
-----	---------------

(1) 提案の概要

1 サービスの概要

(1) 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等

運営理念や利用者支援の考え方

- ・人権に根ざした利用者本位の考え方に立ち、多様なニーズに対応する支援体制の整備、サービスの量的、質的充実に努め、利用者地域社会の繁栄に貢献するとともに、社会的な法人としての価値を創造する。
- ・重度重複障害、強度行動障害と多様化する障害者に対して、個々に寄り添うことを基本として、言葉にならない言葉を汲み取り、支援者として、また、代弁者として利用者の権利や意思を尊重した支援を進め、エンパワーメントを図る。
- ・本人のストレングスに着目した個別支援計画の策定や、専門職員の連携によるチーム支援とともに、地域生活移行に向けた支援などに取り組む。

利用者の受入れに対する考え方

- ・本人への適切な支援ができるよう、利用者に関わるインテーク、アセスメントにより情報収集等を行い、園内で共有する。長期入所の調整は「入退所調整会議」を開催し、本人の状況、緊急度等を勘案し、利用調整を行う。
- ・施設を緊急で利用しなければならない状況が生じた場合は、障害の程度に関わらず相談に応じ、施設入所定員100名、短期入所定員20名の入所枠を最大限定に利用するとともに、状況に応じ、定員を超えた受入れや入院等による空床の活用した受入れを検討する。

(2) 施設の維持管理

施設設備及び物品の維持管理能力

- ・施設設備等の維持管理に係る担当者として、総務課事務員2名を配置する。
- ・施設の保全に必要な基本情報、修繕履歴、維持管理費等の情報の一元化を実施し、施設管理業務の効率化や費用対効果の検証を行いながらデータベースの構築を行い、県長寿命化計画、営繕計画の正確な優先順位の策定に役立てる。
- ・また、中長期的な維持管理、備品更新計画を策定し、この計画を実施するために、認定ファシリティマネージャーを配置する。
- ・契約及び執行については、法人経理規程に基づき適正な処理を行い、競争性、公平性、透明性を確保しながら、効率的、効果的な施設経営に取り組む。
- ・電気のデマンド管理システム、灯油の法人一括入札、ボイラーの効率性の調査等により経費の節減努力をする。

業務委託の考え方

- * 給食業務 家族会も参加したプロポーザルにより、園の食事提供業務に最もふさわしいと評価された業者に委託する。
- * 診療所 引続き現診療所医師体制を継続する。
- * 洗濯業務 地元の社会福祉法人が運営する就労支援事業所に委託を行うことで在宅障害者等の雇用の場として活用する。
- * その他 専門的知識、資格が必要とされる業務（エレベーター保守点検業務、ボイラー運転業務等）は外部委託することを検討する。

(3) 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金

重度重複障害への対応

- ・居住空間の清潔を保つとともに、身体機能の低下に伴う転倒による怪我を防止するためのクッション材の取り付けなど、安全対策を講じる。
- ・誤嚥のリスクのある利用者には刻み食、ソフト食など多くの食形態を提供するとともに、複数の支援員による入浴支援、理学療法士等を活用した身体機能の維持・向上に取り組む。
- ・医療面では、日々のバイタルチェックなどにより疾病の早期発見に努めるとともに、

医療機関と連携して適切な医療が受けられるようにする。また、たんの吸引等の医療的ケアについて、資格の取得やフォローアップのための研修を行う。

強度行動障害への対応

- ・強度行動障害支援の中核を担う専門スタッフを育成する。
- ・利用者の刺激を軽減する個室等の環境整備に取り組み、また、行動特性に配慮した居住環境の整備に取り組むなど構造化された生活空間を提供する。
- ・日中活動では、メリハリのあるプログラムにより、始めと終わり、やるべき作業量、順番が本人にわかるような課題提示を行う。
- ・自身の不調を伝えることが難しい利用者には、日々のバイタルチェックや表情、しぐさなどからも異変を早期に発見するとともに、体調に変化があるときは看護師の指示等に基づき受診や通院につなげるなど健康管理を行う。
- ・定期的にモニタリング会議を行い、利用者にあった支援ができるよう、ストレングスを活かした個別支援計画の見直しを行い、よりよい生活が送れるよう支援する。
- ・生活の場で生じている課題解決に向けて、外部コンサルタントを導入する。

質の高い利用者サービスの確保と効率的な運営の取組

- ・支援員、医師、看護師、管理栄養士と調理職員、臨床心理士、ケースワーカーほかの有機的な連携によるトータルケアを実施し、展開を図る。
- ・募集要項の基準以上に支援員を配置し、サービスの質の確保を図る。
- ・居室の改修によるプライバシーの確保、居室ごとのエアコンの更新など、居住環境の整備に取り組む。
- ・車椅子利用者や歩行の困難な利用者に配慮した福祉車輛、マイクロバス等については、現行を下回らない台数を確保する。また、近隣コンビニエンスストアと連携して、買物を通じた社会体験の拡大に取り組む。
- ・市町村虐待防止センター等と協力、連携しながら被虐待児（加齢児）者を受入れる。また、後見人の選任申立ての支援を行う。

診療所の運営方針

- ・医師の配置については、現行の配置水準を維持する。
- ・皮膚科診療を現行の月1回から、月2回の実施とする。
- ・平日は1日3回の看護師による巡回を行い、異変があれば迅速に対応する。平日及び土・日曜も看護師を配置する。夜間は当日遅番の看護師が輪番でオンコール対応をし、緊急体制を確保する。
- ・歯科衛生士1名を配置して、口腔内の衛生保持、歯科医師による診察、治療を行うための補助、歯磨き指導などを行う。
- ・感染症対策として、「感染症マニュアル」を周知徹底し、実践する。

地域サービス事業の実施

- ・短期入所の20名枠の定員を活かし、一人でも多くの利用ができるよう利用の調整を行う。また、養護学校高等部の障害児の緊急受け入れ、卒業後の利用を見据えた体験利用の機会を提供する。
- ・民間施設では支援が難しい方、家庭での安定した生活が難しい方等に対して、地域サービス課ケースワーカーや臨床心理士が訪問し、行動観察や事例検討を行い、必要に応じて関係機関の担当者とケア会議を開催する等、体制の確立を図る。
- ・専門スタッフ地域巡回支援事業として、臨床心理士、相談支援専門員、看護師等を地域の施設や学校に派遣し、地域で生活する障害児者が安心して暮らせるようサポートする。
- ・伊勢原養護学校との連携を取り、定期的に相談支援専門員を学校に派遣して保護者や教員を対象とした相談会を開催し、卒業後も見すえた情報提供や助言を行う。

県の政策課題への対応

- ・入所枠に移動があった際、県立県営施設での入所期間が長期化した利用者や福祉型障害児入所施設を利用している加齢児等の受け入れを進める。
- ・障害児入所施設に加齢児の成人施設への移行に向けた体験的な短期入所利用等を行う。

(4) 事故防止等安全管理

日常時の安全管理

- ・事業継続計画（BCP）を策定する。
- ・防災委員会を設置して、防災計画を作成し、それに基づき防災訓練等を実施する。

- ・感染症に関する研修を行い、予防接種等により対策に取り組む。
- ・応急手当普及員を配置し、迅速かつ的確な救命処置を実施できる体制を確保する。また、普通救命講習会を定期的実施する。

緊急時の対応

- ・夜間、緊急時は、夜間緊急時対応マニュアルに基づき対応する。
- ・事故が発生した場合は速やかに当事者家族や行政機関へ報告するとともに、事故対策を委員会を設置して、原因の究明、分析、再発防止対策の検証等を実施する。

(5) 地域と連携した 魅力ある施設づくり

ボランティアの受入・地域交流等の実施

- ・日中活動や行事、衣類補修、環境整備等、様々な場面でボランティアを受け入れる。
- ・日中支援課等にボランティア担当者を配置する。また、地元の社会福祉協議会や自治会のほか、近隣の大学等とも連携を強化し、新規ボランティアを開拓、育成する。
- ・体育館を活用して、定期的に地域コンサートを開催する。
- ・近隣の保育園児等を招いて、利用者とのふれあいの機会を提供する。また、近隣自治会のイベントに参加する。
- ・会議室・体育館・プールの施設開放を行う。

2 管理経費の節減等

(1) 適切な積算

- ・障害者支援施設及び短期入所の利用料、診療所収入、日中一時支援事業などの収入をこれまでの実績を考慮し積算するとともに、人件費、事務費、事業費などの支出について積算を行った。

(2) 節減努力等

- ・提案額（年額） 263,399千円 （10年平均の県の積算額 268,974千円）

$$\text{節減率} = (1 - (263,399 \text{千} \div 268,974 \text{千})) \times 100 \quad 2.073\%$$

$$(268,974 \text{千} - 263,399 \text{千}) \div 268,974 \text{千} \times 5 \times 20 \quad 2.073 \text{点}$$

ただし、評価点は小数点以下切捨てとなるため 2点

3 団体の業務遂行能力

(1) 人的な能力、執行体制

人材育成の考え方

- ・質の高い支援を提供し続けるためには、サービスの担い手である職員の育成が必須であり、進化する支援技術の獲得や最新情報を提供していくことが組織として求められているため、次の研修を行う。
 - * 法人主催研修として、常勤職員を対象とした階層別研修を年1回必修で行うほか、法人内の別の施設での実務を体験する四園交換研修、採用前研修などを行う。
 - * 施設主催研修として、園内研修、新採用職員研修、臨時的任用職員及び非常勤職員研修、たんの吸引等の実施のための研修会などを行う。
 - * 外部研修として相談支援従事者初任者研修・現任研修、サービス管理責任者養成研修などに参加させる。
- ・さらに、資格取得を支援する取組を行う。
 - * 社会福祉士等の受験資格に必要なスクーリングの職務専念義務免除。
 - * 第二種衛生管理者資格等の取得経費の一部法人負担。

執行体制

- ・職員採用は法人事務局と施設で協力して取り組む。法人のホームページのほか、新規学卒者を対象とした就職情報サイトを活用し、質の高い職員の確保につなげる。

・人員配置（カッコ内は非常勤者の内数）

職名	配置数	内 訳
園長	1名	
総務部長	1名	
ほか総務部員	9名(5名)	事務4名、栄養士1名、警備員3名、清掃員1名
支援部長	1名	
ほか支援部員	107名(21名)	課長5名、生活支援員98名、ケースワーカー2名 心理担当2名
診療所課長	1名	
ほか診療所員	6名(4名)	看護師5名、歯科衛生士1名
合計	126名(30名)	

*生活課には各寮（6寮）にそれぞれ1人、日中支援課には2人のサービス管理責任者を配置する。

(2) 財政的な能力

財政状況

- ・貸借対照表、財産目録等において示している。

(3) コンプライアンス、個人情報保護、社会貢献

コンプライアンス、事故・不祥事への対応

- ・経理規程、給与規程、職務権限規程、文書管理規程ほか、諸規程、要領を作成している。
- ・募集開始の日から起算して過去3年間の障害者虐待その他の事由による障害者総合支援法等に基づく命令、指定の取消し等の処分はない。
- ・募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事はない。

個人情報の保護

- ・法人並びに事業所が保有する個人情報の適切な取り扱いの保持に関し、個人情報保護要領を定めている。
- ・さらに、この要領の内容を具体的に示した個人情報保護要領運用指針を定め、適切な運用を図っている。また、書類の取扱い等について留意事項を定めた個人情報保護に関する職員マニュアルを作成している。

環境への配慮、障害者雇用の促進、社会貢献活動

- ・神奈川県環境方針を遵守し、積極的に環境負担を低減させるよう取り組む。
- ・具体的な取組として、環境負担への負荷が少ない物品等の積極的な調達、再生紙等利用率の向上、電気使用量の一括管理による使用量の削減、エコドライブの推進、ごみの分別とリサイクルの推進等があげられる。
- ・能力や適性に合わせた業務内容や労働時間等の職場環境を整備するとともに、障害者の就労支援に関する制度を活用し、障害者の就労の促進を図る。
- ・社会貢献活動として、社会貢献度等を判断基準に加えた委託業者決定の取り組み、福祉避難所としての備品の整備、世界の子供たちにワクチンを贈る運動に賛同してペットボトルキャップの回収活動への参加等に取り組む。

(4) これまでの実績

- ・津久井やまゆり園 平成17年4月から10年間の指定管理者として管理運営
- ・愛名やまゆり園 平成18年4月から10年間の指定管理者として管理運営
- ・秦野精華園 平成18年4月から10年間の指定管理者として管理運営
- ・厚木精華園 平成18年4月から10年間の指定管理者として管理運営

(2) 外部評価委員会の採点結果

大項目	小項目	評価の視点	配点	各委員による仮採点結果					委員会としての評価点
				A	B	C	D	E	
サービスの向上 (50点)	運営の理念や利用者支援の考え方	・ 県立施設としての愛名やまゆり園の役割の理解及び整合性	5	4	4	5	3	4	4
	利用者の受入れに対する考え方	・ 施設役割を踏まえた受入れの確保							
	施設設備及び物品の維持管理能力	・ 管理担当者の配置計画	5	4	4	3	3	3	4
		・ 契約及び執行に係る事務処理能力							
		・ 業務の一部を委託する場合の業者選定の考え方							
	重度重複障害への対応	・ 適正な支援水準の確保	5	4	4	4	4	4	4
	強度行動障害への対応	・ 障害特性の理解及び適正な支援水準の確保	5	4	4	5	4	4	4
	質の高い利用者サービスの確保と効率的な運営の取組み	・ 質の高い利用者サービスの確保	5	4	5	5	4	4	4
		・ 利用者の障害特性やニーズを踏まえた取組による生活の質の向上							
		・ 職員配置の工夫							
・ 効果的かつ効率的な業務執行に向けた工夫									
診療所の運営方針	・ 日常的な健康管理実施方法	5	4	4	5	4	4	4	
	・ 夜間等の緊急時の対応								
	・ 地域医療機関との連携								
	・ 誤与薬及び感染症対策								
	・ 業務を委託する場合の医療機関選定条件								
地域サービス事業の実施	・ 短期入所事業、各種相談事業等、地域のニーズを踏まえた事業の実施	5	4	5	5	4	5	5	
	・ 地域との連携体制の構築方法								

大項目	小項目	評価の視点	配点	各委員による仮採点結果					委員会としての評価点
				A	B	C	D	E	
	県の政策課題への対応	・ 県立直営施設入所者の受入れ及び地域生活移行に向けた取組	5	3	3	3	3	4	3
		・ 加齢児の受入等、愛名やまゆり園を活用した福祉型障害児入所施設に滞留する加齢児解消に向けた取組							
	日常時の安全管理	・ 通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組	5	3	5	3	4	3	4
	緊急時の対応	・ 防災体制、施設内事故発生時の対応方法 ・ 急病人等が生じた場合の対応 救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等							
ボランティアの受入れ・地域交流等の実施	・ ボランティアの受入の考え方や事業実施への生かし方	5	4	4	5	4	4	4	
	・ 地域交流、施設開放の考え方								
管理経費の節減等 (25点)	人件費、施設の維持管理費及び事業実施に要する費用にかかる ・ 積算の適切性 ・ 積算単価等の妥当性 ・ 公の施設としての社会的責任の視点からの積算の妥当性 ・ 健全経営の視点からの積算の妥当性		5	5	5	5	5	5	5
	$\frac{\text{指定管理料の節減度合い}}{\text{積算価格} - \text{申請書の提案額}} / \text{積算価格} \times \text{調整係数}(100/20) \times 20$ 県が提示する指定管理料の上限額		20	2	2	2	2	2	2
団体の業務遂行能力 (25点)	人材育成の考え方	・ 年間研修実施計画と実施方法	5	4	5	4	4	4	4
	執行体制	・ 職員選考方法・基準	5	3	5	3	4	3	4
		・ 職員採用数							
		・ 適切な支援水準を確保するための職員配置							
・ 責任者及び指導的立場にある職員の配置の考え方									
・ 委託業務の執行確認、指導体制									

大項目	小項目	評価の視点	配点	各委員による仮採点結果					委員会としての評価点
				A	B	C	D	E	
	財務状況	<ul style="list-style-type: none"> 安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い 	5	3	3	5	4	3	5
	コンプライアンス、事故・不祥事への対応	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理業務を実施するために必要な法人等の倫理の確立と諸規程の整備状況 法令遵守の徹底に向けた取組の状況 募集開始の日から起算して過去3年間の障害者虐待その他の事由による障害者総合支援法等に基づく命令、指定の取消し等の処分の有無ならびにその対応状況及び再発防止策構築状況 募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無ならびに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況 	5	3	5	5	3	3	4
	個人情報の保護	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制 個人情報の取扱い状況 							
	環境への配慮、障害者雇用の促進、社会貢献活動	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況 法人等の法定雇用率の達成状況等、障害者雇用等についての考え方と実績 社会貢献活動等、CSR（企業の社会的責任）の考え方と実績 							
	これまでの管理運営状況等	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉施設での経営実績の状況 	5	4	4	4	4	3	4
<ul style="list-style-type: none"> 愛名やまゆり園と類似の業務を行う施設での経営実績の状況 									
<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉施設を運営する法人等の理事の構成割合 									
<ul style="list-style-type: none"> 他の自治体における指定取り消しの有無 									
	合計		100						68

(3) 評価講評

サービスの向上に関しては、特に対応が難しい強度行動障害や重度重複障害のある障害者への専門的な支援など、県立施設として求められる役割を果たすことが今後も期待できる。また、当該施設の利用者だけではなく、広く地域の障害者のニーズに応えるサービスの提供が今後も期待できる。

管理経費の節減等に関しては、適切な積算が行われており、コスト合理性の点でも、現行の職員水準を確保した上で、経費の効率化を図り、新たな指定管理料の提案を行っていることは十分評価に値する。

団体の業務遂行能力に関しては、適切な人材の育成、安定的な財務状況、諸規程類の整備によるコンプライアンスの確保、障害者雇用等の積極的な取組が認められ、現行の指定期間における実績も十分に評価することができる。

以上のとおり、総合的に評価して、提案内容は必要な水準を満たすものと認められる。

7 議事概要（主要論点）

サービスの向上

支援の困難性が高い強度行動障害や重度重複障害のある障害者の支援に積極的に取り組んでいる。また、支援を行うために必要な人員配置を確保している。

重度障害者に対応した支援として、様々な作業活動を幅広く取り入れ、日中活動の充実に努めている。

制約のある施設設備・住環境の中で、強度行動障害のある利用者への対応は難しいが、専門的な見立てなど、支援の工夫によって対応できることもあるので、さらなる取組を期待する。

利用者により良いサービスを提供する上では、居室の改善や設備・備品の整備等も重要である。施設設備の整備については基本的な役割分担が定められているが、指定管理者が県と協議して必要な改修工事等を行うこともできるため、積極的な取組を期待する。

診療所の運営や、地域の医療機関との連携の取組も評価できる。

短期入所事業の受入れ枠を20名に拡大して、行動障害のある地域の障害者の受入を行い、8割もの稼働率を達成していることは評価できる。

また、相談支援事業所の運営や地域生活移行支援事業など、積極的に地域サービスの取組を進めている。

強度行動障害のある利用者の地域生活移行は、支援の量よりも質が重要であるため、非常に難しいが、独自に多くのグループホームを設置し、園がバックアップしてきたこれまでの実績を活かし、今後の地域生活移行や加齢児の受入れをどう進めていくか、具体的な取組が望まれる。

積極的なボランティアの受入や地域交流、施設開放の取組は評価できる。

管理経費の節減等

積算は適切に行われていると認められる。

節減努力等の評価点は比較的低い数値になっているが、サービスの質を確保するために現行の職員水準を確保し、その上で経費の効率化を図り、新たな指定管理料の提案を行っていることは十分評価に値する。

なお、管理経費の評価のあり方に関して、福祉施設と公園などを同様の評価基準で取り扱うことが妥当であるかどうかについては議論があるところであり、今後、検討が望まれる。

団体の業務遂行能力

適切な人材育成の方針が掲げられており、研修の内容・回数も充実している。

財務状況については、優良と認められる。

コンプライアンスについては、必要な水準が確保されており、諸規程類も漏れなく整備されている。

法人が運営する4つの指定管理施設で障害者を雇用し、法定雇用率を上回る実績を上げるなど、全体として障害者雇用、障害者の就労の場の確保に努めている。

平成18年度以降の現行の指定期間における実績は十分に評価することができる。